

## 当協会の常勤役員の選考の経過及び選任理由の公表について

令和3年7月  
一般財団法人 日本舶用品検定協会

当協会の常勤役員は、以下の選任手続を経て、選任された。

### 1. 役員の選任方法

- (1) 当協会の役員の選任については、定款第23条において、「理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。」と規定されているが、常勤役員の選任については、その選任における透明性の確保を図るため、役員の選任の権限を有する評議員会において、「常勤役員候補者は、評議員が推薦する者とする。ただし、推薦される候補者がいない場合は、公募を行うこととする。」と決議されている。
- (2) また、評議員会に設置した役員等候補者選定委員会（評議員数名で構成。）が役員候補者の名簿等の資料を作成し、評議員会は、これらの資料を参考にして、役員の選任を行うこととなっている。

### 2. 選考の経過及び選任理由

- (1) 令和3年6月24日に開催された第11回役員等候補者選定委員会において、評議員から推薦された常勤理事候補者は、現丸山会長と近藤氏の2人であり、審議の結果、常勤理事候補者として両氏が選定された。評議員からの2人に対する主たる推薦理由は、以下のとおりであった。

#### ○「丸山研一候補者」

船舶及び舶用品に関する国際的・国内的な安全・環境規制の現状及び動向、造船・海運業界及び舶用品業界の現状及び動向等、当協会の業務に関係する諸分野に関して豊富な知識及び経験を有し、引き続き、常勤役員として職務を執行するために必要な能力及び経験を十分に有している。

また、丸山研一氏は、協会の安定的な運営に加え、支部の移転、新型コロナウイルス感染症対策、サーバーのウイルス感染対策等、協会の重要案件に卓越した指導力で取り組み、大きな成果を上げている。

#### ○「近藤敏和候補者」

当協会の常勤役員としては、団体運営に関する知識経験とともに船舶及び舶用品に関する国際的・国内的な安全・環境規制の現状や動向に関する豊富な知識が必要であるが、近藤敏和氏は、当協会の調査研究部長、総務部長として協会の業務及び運営を経験しており、協会の業務・運営について熟知している。

- (2) 令和3年6月26日に開催された第20回評議員会（定時）において、理事

の選任の審議がなされた。理事のうち常勤理事については、役員等候補者選定委員会から推薦のあった丸山研一候補者と近藤敏和候補者について選任の審議がなされ、以下の選任推薦理由が説明された上で、評議員全員一致で丸山候補者及び近藤候補者が常勤の理事として選任議決された。

(丸山研一候補者)

船舶の検査、検定及び危険物の包装容器に係る検査並びに舶用品に関連した船舶の技術に関する職務経験及び管理職としての経験並びに海事関連分野全般に渡る知見が豊富であり、当協会の問題点等をよく理解していること、また、財務、経理にも知見があり、さらに当協会の経営運営を行っていくという明確な目的意識と意欲を持っており、本会の事業の業務執行機関である理事会の権限を行使する理事(常勤役員)としての実績もあり、候補者として適任である。また、欠格条項については抵触していない。

(近藤敏和候補者)

人格、識見に優れていることは勿論のこと、当協会の調査研究部長、総務部長として、舶用品に関連した船舶の技術に関する職務経験及び管理職としての経験並びに海事関連分野全般にわたる知見が豊富であり、本会の事業の業務執行機関である理事会の権限を行使する理事(常勤役員)として適任である。また、欠格条項については抵触していない。

(3) その後開催された第30回理事会において、丸山理事が、登録検定検査機関としての業務執行の諸問題等が山積している状況の中で、これまで会長として当協会の組織、業務に関して豊富な経験と実績を有していること、また、職務を執行するために必要な能力及び経験が十分にあり、さらに当協会の経営運営を行っていくという明確な目的意識と意欲を持っており、会長として必要な知識、経験に優れていることから、引き続き会長に相応しいと判断され、理事全員の同意により適任であると決議され、会長(代表理事)として選任された。

(4) また、同理事会において、登録検定機関としての業務執行の諸問題等が山積している状況の中で、近藤理事は、当協会の組織、業務に関連した豊富な経験と実績を有していること、また、職務を執行するために必要な能力及び経験が十分にあり、さらに当協会の経営運営を行っていくという明確な目的意識と意欲を持っており、常務理事として必要な知識、経験に優れていることから、常務理事に相応しいと判断され、理事全員の同意により適任であるとして決議され常務理事(業務執行理事)として選任された。